平成２１年（フ）第１００１号
岡山市北区白石西新町６番地100　サンシャインパレスＢ―103
債務者　武内　壯六
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３３号
岡山県倉敷市児島小川町4113番地
債務者　尾池　里美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３６号
岡山県倉敷市児島阿津１丁目21―26、住民票上の住所岡山県倉敷市林1891番地
債務者　宮地　友子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６３号
岡山県倉敷市児島小川10丁目11番１―106号
債務者　上原　京子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４号
岡山県倉敷市児島塩生2005番地
債務者　西原美和子（旧姓白神）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１７７号
大阪市旭区高殿６丁目14番１―403号
債務者　徳井由美子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８号
大阪府枚方市小倉町13番35―105号
債務者　井若　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９５号
岡山県津山市小田中419番地３
債務者　山下　　昌
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１９６号
岡山県津山市小田中419番地３
債務者　山下貴美子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１１０４号
東京都八王子市高倉町21―14―208
債務者　大村かすみ
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８号
東京都足立区江北１丁目６－８―205
債務者　西野　　孝
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２８号
新潟県長岡市灰島新田884―１
債務者　原田妙由里
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８号
島根県益田市遠田町1946番地６
債務者　山﨑　佳史
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第８４号
島根県益田市美濃地町イ1284番地
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第６９６号
青森県上北郡野辺地町字上小中野６番地59
債務者　甲地　恭人
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
青森県上北郡野辺地町字上小中野６番地59
債務者　甲地　好子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係